

公害防止対策事業計画案

鹿島地域公害防止対策事業計画（案）

平成 24 年 3 月

茨 城 県

※ 本計画は，鹿島地域公害防止計画（案）において，その一部（第6章 鹿島地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

鹿島地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号。以下「公害財特法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に基づき，鹿島地域公害防止計画において，地方公共団体が鹿嶋市及び神栖市において実施する同項に規定する事業に関する鹿島地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお，以下に定める事業は，鹿島地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置付けるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 鹿嶋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠法令等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号ハ

イ 事業主体

鹿嶋市

ウ 実施場所

鹿嶋市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

北浦，常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

北浦，常陸利根川及び鹿島灘海域の汚濁負荷量削減のため，霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を踏まえ，霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画及び鹿島臨海都市計画下水道事業・鹿嶋市公共下水道事業計画に基づく鹿嶋市浄化センターの設置及び改築を行うことにより，北浦及び常陸利根川の水質汚濁に係る COD 並びに全窒素及び全りん，鹿島灘海域の水質汚濁に係る COD の環境基準の達成に資する。

(2) 鹿島特定公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠法令等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号イ

イ 事業主体

茨城県

ウ 実施場所

神栖市（終末処理場（深芝処理場）及び管渠）

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

北浦，常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の汚濁負荷量削減のため、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画及び鹿島臨海都市計画下水道事業に基づく終末処理場の改築及び管渠の設置を行うことにより、北浦及び常陸利根川の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りん、鹿島灘海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 鹿嶋市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠法令等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 事業主体

鹿嶋市

ウ 実施場所

鹿嶋市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の汚濁負荷量削減のため、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画及び鹿島臨海都市計画下水道事業・鹿嶋市公共下水道事業計画に基づく管渠等の設置及び改築を行うことにより、北浦及び常陸利根川の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りん、鹿島灘海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 神栖市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠法令等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 事業主体

神栖市

ウ 実施場所

神栖市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の汚濁負荷量削減のため、霞ヶ浦に係る湖沼水

質保全計画を踏まえ、霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画及び鹿島臨海都市計画下水道事業・神栖市公共下水道整備事業計画に基づく管渠の設置を行うことにより、北浦及び常陸利根川の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りん、鹿島灘海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

埼玉地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

埼玉県

※ 本計画は、埼玉地域公害防止計画（案）において、その一部（第4章埼玉地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

埼玉地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、埼玉地域公害防止計画において、地方公共団体がさいたま市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市及び伊奈町において実施する同項に規定する事業に関する埼玉地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、埼玉地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) さいたま市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
さいたま市

ウ 実施場所
さいたま市（下水処理センター）

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、荒川流域別下水道整備総合計画及び中川流域別下水道整備総合計画に適合するさいたま市の終末処理場の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(2) 坂戸市及び鶴ヶ島市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
坂戸、鶴ヶ島下水道組合

ウ 実施場所

坂戸市（北坂戸水処理センター及び石井水処理センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、荒川流域別下水道整備総合計画に適合する坂戸市の終末処理場の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(3) 公共下水道の設置及び改築（(1)及び(2)に該当するものを除く）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体・実施場所

実施主体	実施場所
さいたま市	さいたま市
熊谷市	熊谷市
川口市	川口市
行田市	行田市
所沢市	所沢市
春日部市	春日部市
狭山市	狭山市
鴻巣市	鴻巣市
上尾市	上尾市
草加市	草加市
越谷市	越谷市
八潮市	八潮市
蓮田市	蓮田市
伊奈町	伊奈町
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	坂戸市、鶴ヶ島市

ウ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

エ 該当する主要課題

東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止

オ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、荒川流域別下水道整備総合計画及び中川流域別下水道整備総合計画に適合するさいたま市及び川口市の管渠等の設置及び改築、荒川流域別下水道整備総合計画に適合する熊谷市、行田市、所沢市、狭山市、鴻巣市、上尾市、坂戸市及び鶴ヶ島市の管渠等の設置及び改築、並びに中川流域別下水道整備総合計画に適合する春日部市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市及び伊奈町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(4) 流域下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体・実施場所

実施主体	実施場所
埼玉県	さいたま市、川口市、上尾市（荒川左岸南部流域下水道）
	熊谷市、行田市、鴻巣市（荒川左岸北部流域下水道）
	所沢市、狭山市（荒川右岸流域下水道）
	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市、伊奈町（中川流域下水道）

ウ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

エ 該当する主要課題

東京湾に流入する河川の水質汚濁

オ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、荒川流域別下水道整備総合計画及び中川流域別下水道整備総合計画に適合するさいたま市及び川口市の管渠等の設置及び改築、荒川流域

別下水道整備総合計画に適合する熊谷市、行田市、所沢市、狭山市、鴻巣市及び上尾市の管渠等の設置及び改築、並びに中川流域別下水道整備総合計画に適合する春日部市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市及び伊奈町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 鴨川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

埼玉県

ウ 実施場所

さいたま市及び上尾市（鴨川のうちさいたま市及び上尾市の区域内に存する部分）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、鴨川の汚泥等のしゅんせつを行い、東京湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成及び鴨川の水質汚濁に係るBODの環境基準の達成に資する。

(2) 伝右川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

埼玉県

ウ 実施場所

さいたま市、川口市、草加市及び八潮市（伝右川のうちさいたま市、川口市、草加市及び八潮市の区域内に存する部分）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における埼玉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、伝右川の汚泥等のしゅんせつを行い、東京湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

千葉地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

千葉県

※ 本計画は、千葉地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章 千葉地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

千葉地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、本千葉地域公害防止計画において、地方公共団体が千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市及び白井市において実施する同項に規定する事業に関する千葉地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、千葉地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

I 県の事業計画

1 下水道の設置又は改築の事業

（1）印旛沼流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

千葉市及び習志野市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

（2）手賀沼流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

我孫子市及び印西市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び手賀沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画に適合する手賀沼終末処理場の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(3) 江戸川左岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

市川市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する江戸川第一終末処理場及び江戸川第二終末処理場の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(4) 印旛沼流域下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

千葉市、佐倉市、成田市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、印西市及び白井市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する千葉市、佐倉市、成田市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、印西市及び白井市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(5) 手賀沼流域下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び手賀沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画に適合する松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(6) 江戸川左岸流域下水道の設置及び改築 ((3) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市及び鎌ヶ谷市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市及び鎌ヶ谷市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 手賀沼におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

千葉県

ウ 実施場所

柏市及び我孫子市（手賀沼）

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、手賀沼の底質のしゅんせつを行い、手賀沼の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(2) 印旛沼におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体
千葉県

ウ 実施場所
成田市、佐倉市及び印西市（印旛沼）

エ 実施期間
平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題
印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係
印旛沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、印旛沼の底質のしゅんせつを行い、印旛沼の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

II 市町村の事業計画

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 千葉市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
千葉市

ウ 実施場所
千葉市

エ 実施期間
平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題
印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する千葉市中央浄化センター及び千葉市南部浄化センターの設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(2) 船橋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

船橋市

ウ 実施場所

船橋市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する西浦下水処理場及び高瀬下水処理場の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(3) 習志野市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

習志野市

ウ 実施場所

習志野市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する津田沼浄化センターの設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(4) 市原市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

市原市

ウ 実施場所

市原市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する松ヶ島終末処理場、菊間終末処理場及び南総終末処理場の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(5) 千葉市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

千葉市

ウ 実施場所

千葉市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する千葉市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(6) 市川市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

市川市

ウ 実施場所

市川市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する市川市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(7) 船橋市公共下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

船橋市

ウ 実施場所

船橋市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する船橋市の管渠等の設置及び改築を行うこと

により、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(8) 松戸市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

松戸市

ウ 実施場所

松戸市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

手賀沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、手賀沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する松戸市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、手賀沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(9) 野田市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

野田市

ウ 実施場所

野田市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の水質汚濁防止法による化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する野田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(10) 成田市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

成田市

ウ 実施場所

成田市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する成田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(11) 佐倉市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

佐倉市

ウ 実施場所

佐倉市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する佐倉市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(12) 習志野市公共下水道の設置及び改築 ((3) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

習志野市

ウ 実施場所

習志野市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する習志野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(13) 柏市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

柏市

ウ 実施場所

柏市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

手賀沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、手賀沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する柏市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、手賀沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(14) 市原市公共下水道の設置及び改築 ((4) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

市原市

ウ 実施場所

市原市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する市原市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(15) 流山市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

流山市

ウ 実施場所

流山市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

手賀沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、手賀沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁負荷削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する流山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、手賀沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(16) 八千代市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

八千代市

ウ 実施場所

八千代市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁負荷削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する八千代市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(17) 我孫子市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

我孫子市

ウ 実施場所

我孫子市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

手賀沼の汚濁負荷量の削減のため、手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画に適合する我孫子市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、手賀沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(18) 鎌ヶ谷市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

鎌ヶ谷市

ウ 実施場所

鎌ヶ谷市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼、手賀沼及び東京湾の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画、手賀沼に係る湖沼水質保全計画及び東京湾における千葉県の水質汚濁削減計画、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する鎌ヶ谷市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、

印旛沼、手賀沼及び東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(19) 四街道市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

四街道市

ウ 実施場所

四街道市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画に適合する四街道市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(20) 印西市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

印西市

ウ 実施場所

印西市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び手賀沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画及び東京湾流域別下水

道整備総合計画に適合する印西市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(21) 白井市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

白井市

ウ 実施場所

白井市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

印旛沼、手賀沼の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

印旛沼及び手賀沼の汚濁負荷量の削減のため、印旛沼に係る湖沼水質保全計画及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、利根川流域別下水道整備総合計画に適合する白井市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

Ⅲ 一部事務組合の事業計画

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 君津富津広域下水道組合公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

君津富津広域下水道組合

ウ 実施場所

君津市

エ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における千葉県の水質汚濁防止法による化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する君津市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

東京地域公害防止対策事業計画案

平成24年3月

東京都

※ 本計画は、東京地域公害防止計画（案）において、その一部（第4章東京地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)第2条の2第1項に基づき、東京地域公害防止計画において、地方公共団体が中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び町田市において実施する同項に規定する事業に関する東京地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。なお、以下に定める事業は、東京地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 八王子市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

八王子市

ウ 実施場所

八王子市(北野下水処理場)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(以下「総量削減計画」という。)を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(2) 八王子市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

八王子市

ウ 実施場所

八王子市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する八王子市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(3) 町田市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

町田市

ウ 実施場所

町田市（成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(4) 町田市公共下水道の設置及び改築（(3)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

町田市

ウ 実施場所

町田市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する町田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境

境基準の達成に資する。

(5) 区部における公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

港区（芝浦水再生センター）、江東区（砂町水再生センター及び有明水再生センター）、大田区（森ヶ崎水再生センター）、北区（浮間水再生センター）、板橋区（新河岸水再生センター）及び足立区（中川水再生センター及びみやぎ水再生センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(6) 区部における公共下水道の設置及び改築（(5)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、板橋区及び足立区

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合するウに掲げる区における管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(7) 多摩川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ
- イ 実施主体
東京都
- ウ 実施場所
八王子市（八王子水再生センター）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
東京湾の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係
東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(8) 多摩川流域下水道の設置及び改築（(7)に該当するものを除く。）

- ア 公害財特法における根拠条項等
 - ・公害財特法第2条の2第1項
 - ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業
- イ 実施主体
東京都
- ウ 実施場所
八王子市及び町田市
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
東京湾の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係
東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合するウに掲げる市における管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 東京港におけるしゅんせつ

- ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区、港区、江東区、品川区及び大田区（東京港）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京港内の江東地区（江東区及び中央区）、芝浦地区（港区、品川区及び大田区）及び港南地区（大田区）の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(2) 隅田川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区、墨田区、江東区、北区及び足立区（隅田川）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、隅田川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(3) 新河岸川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

北区及び板橋区（新河岸川のうち北区及び板橋区の区域内に存する部分）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、新河岸川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(4) 日本橋川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区（日本橋川のうち中央区の区域内に存する部分）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、日本橋川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(5) 横十間川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

墨田区及び江東区（横十間川）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

横十間川のダイオキシン類汚染

カ 該当する主要課題との関係

横十間川のダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ・無害化処理を行い、ダイオキシン類による水底の底質汚染に係る環境基準の達成及び人の健康被害の防止に資する。

神奈川地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

神奈川県

※ 本計画は、神奈川地域公害防止計画（案）において、
その一部（第2章第2節神奈川地域公害防止対策事業計
画）として定めるものである。

神奈川地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、神奈川地域公害防止計画において、地方公共団体が横浜市、川崎市及び横須賀市において実施する同項に規定する事業に関する神奈川地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、神奈川地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体及び実施場所

実施主体	実施場所	終末処理場名
横浜市	横浜市	都筑水再生センター、港北水再生センター、北部第一水再生センター、北部第二水再生センター、神奈川水再生センター、中部水再生センター、南部水再生センター、金沢水再生センター、栄第一水再生センター、栄第二水再生センター、西部水再生センター、北部汚泥資源化センター、南部汚泥資源化センター
川崎市	川崎市	入江崎水処理センター、加瀬水処理センター、等々力水処理センター、麻生水処理センター、入江崎総合スラッジセンター
横須賀市	横須賀市	追浜浄化センター、上町浄化センター、下町浄化センター、西浄化センター

ウ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

エ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

オ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における神奈川県での化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(2) 公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体及び実施場所

実施主体	実施場所
横浜市	横浜市
川崎市	川崎市
横須賀市	横須賀市

ウ 実施期間

平成23年度から平成27年度まで

エ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

オ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、東京湾における神奈川県 of 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、東京湾流域別下水道整備総合計画に適合する横浜市、川崎市及び横須賀市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、東京湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。